



令和6年第10回総会

会 議 録

期 日 令和6年10月29日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和6年第10回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年10月29日(火)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	48	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	49	農地法第3条許可申請について
4	50	農地法第5条許可申請について
5	51	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	52	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月29日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 6 第 10 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8 番眞茅委員、9 番白澤委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 4 8 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 8 1 号から 9 5 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 10 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 14 名です。

解約面積は畑が 44 筆で 87,789 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 8 1 号から 9 5 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 8 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号30号の申請地は、  
別府字塚ノ山〇〇番〇，畑，602 m<sup>2</sup>  
別府字塚ノ山〇〇番〇，畑，890 m<sup>2</sup>  
別府字塚ノ山〇〇番，畑，1,661 m<sup>2</sup>  
別府字野谷〇〇番〇，畑，2,039 m<sup>2</sup>  
国見町〇〇番〇，畑，594 m<sup>2</sup>  
国見町〇〇番，畑，1,135 m<sup>2</sup>  
瀬戸町〇〇番〇，畑，1,110 m<sup>2</sup>  
瀬戸町〇〇番，畑，919 m<sup>2</sup>  
瀬戸町〇〇番，畑，230 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，船員，37歳，鹿児島市にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，38歳，宮田町にお住まいです。  
譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

申請地別府字塚ノ山〇〇番〇から別府字野谷〇〇番〇は6ページに掲載し，中原公園より東側約〇〇mから〇〇mに位置します。

申請地国見町〇〇番〇と〇〇番は7ページに掲載し，それぞれ中原公園より北西側約〇〇mと南西側約〇〇mに位置します。

申請地瀬戸町〇〇番〇から瀬戸町〇〇番は8ページに掲載し，慈海寺より南側約〇〇mから〇〇mに位置します。

整理番号31号の申請地は，  
板敷本町〇〇番〇，畑，282 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，74歳，鹿児島市にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，35歳，国見町にお住まいです。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということであります。

申請地は10ページに掲載し，さつま板敷駅より北側約〇〇mに位置します。  
以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号30号について，中原委員をお願いします。

11番（中原委員）整理番号30号について報告します。

10月12日に譲受人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，鹿児島市にお住まいです。  
譲受人は，宮田町に居住し，茶業農家です。  
位置関係は事務局の通りです。

申請地は畑かん17工区で，別府字塚ノ山〇〇番〇から別府字塚ノ山〇〇番の集団は茶畑で，東側，北側は道路，西側は道路と茶畑，南側は茶畑です。

別府字野谷〇〇番〇は茶畑で，東側は用悪水路を挟んで道路，西側，北側は茶畑，南側は菜園畑です。

国見町〇〇番〇は茶畑で，東側，西側は茶畑，南側は畑，北側は道路です。

国見町〇〇番は茶畑で、東側、西側は道路、南側、北側は畑です。

瀬戸町〇〇番〇は茶畑で、東側は用悪水路を挟んで道路、西側は茶畑、南側、北側は遊休農地です。

瀬戸町〇〇番と〇〇番は茶畑で、東側、南側、北側は畑、西側は道路です。

取得後は継続して茶の栽培を行うことから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わりますます。

議長 整理番号31号について、俵積田正康委員お願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号31号について報告します。

10月17日に譲受人の妻、立ち会いのもと現地調査を行いました

譲受人は、中原集落で賃貸住宅にお住まいです。今回、西側の5条申請と同時申請です。位置関係は事務局の通りです。申請地は保全管理された畑で、東側は遊休農地、西側は5条申請する農地、南側は甘藷畑、北側は市道です。

取得後は家庭菜園を行うことから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わりますます。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号30号から31号については、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が3件、賃借権の設定が1件です。

整理番号9号の申請地は妙見町〇〇番、畑、528㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、16ページに掲載してあります。

妙見グラウンドより東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を一般住宅の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は528㎡ですが、南側に崖地高低差があり、建物を一定距離離して建築しなければならず、利用できる面積は494.1㎡となり問題のないものと思われます。

建物の高さは5mの平屋建て、境界より2.6m控えて建築します。

整理番号10号の申請地は板敷本町〇〇番〇，畑，215㎡，板敷本町〇〇番，畑，296㎡，合計511㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、10ページに掲載してあります。

さつま板敷駅より北側約〇〇mに位置します。

農地の区分はさつま板敷駅より、300m以内農地に該当するため第3種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は511㎡ですが、北側に法面があり、利用できる面積は485㎡となり問題のないものと思われます。

建物の高さは5.7mの平屋建て、境界より7.4m控えて建築します。

整理番号11号の申請地は桜木町〇〇番，畑，141㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は通路・車置場です。

申請事由は、「申請地の東側にある所有地への通路と車置場に利用したい。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

サンアイ商事から東側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は通路・車置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は141㎡で問題ないものと思われます。

整理番号12号の申請地は別府字昭平〇〇番，畑，2,232㎡の内0.7㎡です。

借人は設置者である株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業及び建設業です。

貸人は土地所有者で営農者である〇〇〇〇さん、茶業農業者です。

支柱部分の賃借権の設定です。設置者が、農地に支柱を立てて、営農を継続させながら、その上空に太陽光パネルを設置する営農型発電施設を整備します。

転用目的は営農型太陽光発電施設を設置する支柱部分及び電柱部分です。転用期間は3年間で、2回目の継続申請です。

申請事由は、「申請地に、発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設を設置し、農地の有効活用に取り組むため。」とのことです。

申請地は、22・23 ページに掲載してあります。

駒水公民館より北側約1 kmに位置します。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された畑であり、不許可例外の一時転用に該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電施設で農地の区分と転用目的及び転用期間は問題ないものと考えます。

許可にあたっては、下部農地への営農が行われない場合、設備を速やかに撤去し、農地として利用できるよう回復することを条件とします。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号9号から10号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号9号について報告をします

10月17日に畑野農業委員・有村推進委員・事務局の新屋敷さんと、〇〇政書士、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は保全管理された畑で、東側は畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道で、西側と南側は擁壁が設置され、東側は植生工で雨水や土砂流出を防ぎます。

本申請は500㎡を超えますが、南側の土地との境界が高さ2mの崖で、33.9㎡の部分について、建築物は建てられないため、494.1㎡の有効面積となるものです。西側入口のみ切土し、他は現状のまま活用し、汚水と生活排水については、合併浄化槽で処理後、北側の側溝へ、雨水については建物北側の側溝へ排水する計画です。その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

続きまして、整理番号10号について報告をします

10月17日に畑野農業委員・俵積田正康推進委員・事務局の新屋敷さんと、申請人の妻である〇〇〇〇さん、〇〇行政書士、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。申請地は畑で、東側は3条申請地の畑、西側と北側は市道で、南側は畑で、境界は石積のため、擁壁を設置し、雨水や土砂流出を防ぎます。

本申請は 500 m<sup>2</sup>を超えますが、北側市道との境界に法面があり、26 m<sup>2</sup>の部分について、建築物は建てられないため、485 m<sup>2</sup>の有効面積となるものです。

敷地は現状のまま活用し、汚水と生活排水については、合併浄化槽で処理後、西側の側溝へ、雨水については西側の側溝へ排水する計画です。その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号 1 1 号から 1 3 号について、畑野委員お願いします。

5 番（畑野委員）整理番号 1 1 号について報告をします

1 0 月 1 7 日に今給黎農業委員・白澤推進委員・事務局の新屋敷さんと、譲受人である〇〇〇〇さん、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りで、転用目的は通路・車置場です。

申請地の北側は宅地、東側は宅地と譲受人の宅地、南側も譲受人の宅地、西側は市道です。

隣接する桜木町〇〇番側に幅約 5mのコンクリート舗装の通路を設置し、残りの北側に車 2 台分の車置場を砂利散布により設置する計画です。雨水については、西側の側溝に放流します。建物の建築もなく、その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

整理番号 1 2 号について報告をします

1 0 月 1 7 日に今給黎農業委員・事務局の新屋敷さんと、譲受人の〇〇〇〇の〇〇さん、営農者の〇〇さん、立ち会いのもと現地調査を行いました。

転用目的は発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設です。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は、東側は茶園で、その外の周囲は道で囲まれています。

太陽光発電施設は令和 4 年 5 月に建設されたもので、今回が更新になるようです。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともなく、周辺農地へ支障を及ぼす恐れはないと判断され、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 9 号から 1 3 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第51号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

24ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号12号から13号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇外1名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外1名で設定面積は、樹園地が9筆12,097㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第51号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第52号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、24ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号141号から152号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外11名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外13名で設定面積は、畑が13筆13,332㎡、樹園地が14筆18,230㎡、合計27筆で31,562㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に3の所有権移転関係が5件です。26ページをご覧ください。

整理番号12号、譲渡人は埼玉県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は岩崎町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転

する土地は1筆で面積は898㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり50,000円です。

整理番号13号、譲渡人は南九州市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は瀬戸町の(農)〇〇〇〇です。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は2,467㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり50,000円です。

整理番号14号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は国見町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転する土地は4筆で面積は3,452㎡です。

整理番号15号、譲渡人は長崎県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は3,453㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり30,000円です。

整理番号16号、譲渡人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は3,754㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり30,000円です。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号141号から152号まで、所有権移転の整理番号12号から16号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第52号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9時35分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 眞 茅 文 男

会議録署名委員 白 澤 千恵子